令２医務保険第８６９号

令和２年(2020年)１０月３０日

各医療機関の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

眼の水晶体に受ける等価線量限度の改正に係る具体的事項等について

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

医療指導班　竹永

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939